

新型コロナウイルス感染症対応の緊急事態宣言発出に伴う事務局業務の縮小について

今般発出された政府の緊急事態宣言及び埼玉県の要請並びに4月10付会長方針を踏まえ、当会では令和2年5月6日までの間、事務局職員の勤務について、一部在宅勤務といたします。皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。